

2012年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

1. 国民健康保険について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加者全員にお渡しください。）

【回答】 保険年金課

本市の国保財政は平成23年度末の累積赤字が約23億6千万円となり、一般会計から法定外の繰入も行っておりますが非常に厳しい状況であります。保険料率につきましては、被保険者の生活実態などを考慮し、平成14年度から据え置いてきましたが、国保制度を維持していくためには国保財政の健全化が必要であり、平成23年度に均等割を、平成24年度につきましても所得割と均等割を引き上げさせていただきましたが、それでもなお伸び続ける医療費をまかなえない状態にあるため、保険料を引き下げる状況にはないものと考えております。

保険料の減免制度につきましては、低所得世帯や障害者世帯など一定の基準を設け対応しておりますが、本市の財政状況からこれ以上の減免制度の拡充は難しい状況です。

一部負担金の減免につきましては、基準を国基準に合わせた運用をしております。

減免制度の周知につきましては、生活が著しく困難となった場合にはまず納付相談を行い、その相談内容から減免が可能かどうか判断し適用していきますので、ホームページへの掲載やチラシ、パンフレットによる周知は今のところ考えておりません。

- ②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回答】 保険年金課

資格証明書の発行につきましては、国民健康保険法において、特別な事情がないに

もかかわらず、一定期間保険料を滞納した場合には、負担の公平を図る観点から資格証明書を交付することが規定されています。

本市では、法令の趣旨を踏まえ、できるかぎり市民の医療を守る立場から滞納者の事情把握に努めるため、まずは短期保険証を交付し、納付を促していますが、それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず納付されない場合には、資格証明書の交付は止むを得ないものと考えております。交付に際しましては、加入者間の負担の公平性確保にも十分留意し、個々の保険料納付困難事情もくみ取る中で、現地調査を行い、慎重に運用しているところでございます。

国保加入者は給付を受ける権利と同時に応分の負担の義務を負っております。短期被保険者証は完納されている方との負担の公平を図るため、また、面談の機会の確保と保険制度への理解を求め、納付勧奨を行うための必要な取組みのひとつと考えており、窓口での納付相談等により交付しておりますが、高校生世代以下の子どもにつきましては、1年間有効の保険証を郵送しております。

医療機関から照会があった場合は、資格を確認し対応しております。

③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等を見つけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

【回答】保険年金課

差押等滞納処分につきましては、特別な事情がないにもかかわらず、連絡も無く保険料を放置された方に対し、負担の公平性を図り、債権の確保や時効の中断及び面談の機会を得るために止む無く執行しているものでございます。ただし、生活に最低必要な給与などは差押をしないなど、生活困窮に陥らないよう配慮しております。

また、生活保護受給者に対しては、本人の意思で納付する場合を除いては、過去の滞納分の請求は行わず、滞納処分の執行停止を行っております。

④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう市内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

【回答】保険年金課

国保料滞納世帯の方が納付相談に来られて、相談の上、生活支援が必要な方には生活保

護の相談窓口を紹介するなどの対応をしております。

- ⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模の自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

【回答】 保険年金課

国保制度は、低所得者や高齢者の加入割合が高いという構造的な問題により、市町村単位での運営が厳しい状態となってきました。本市としましては、広域化による財政基盤の安定に期待しており、それが制度を維持していくためにも必要であると考えております。

今後は国や府の動向を注視しつつ、国庫負担率の引き上げや大阪府特別調整交付金の交付要件の変更など、国保への財政支援につきましては、引き続き要望してまいります。

- ⑥国民健康保険運営協議会を前面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること。

【回答】 保険年金課

運営協議会委員の被保険者代表につきましては公募しており、協議会は公開し、傍聴に来られた方へは資料の配布も行っております。また、会議録につきましても、市役所の情報コーナーやホームページにて公開しております。

2. 健診について

- ①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

【回答】 保険年金課

本市では国基準に加え血液検査において追加項目を設けており、また、心電図検査を国基準以外で問診等の条件により受けていただくなど充実を図っております。また、個別健診以外に、集団健診を実施することにより日曜日に受診できるようにするなど受診しやすい環境を整えております。また、費用につきましては従来と同様一定の自己負担をお願いしております。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】 地域保健課

がん検診につきましては、胃がん・乳がん検診は健康増進法では40歳以上が対象ですが、松原市では胃がん検診につきましては30歳以上を対象に、また、乳がん検診につきましては、20歳以上を対象に実施しております。

大腸がん・肺がん・がんドックは40歳以上、子宮がんは20歳以上でそれぞれ実施しております。

さらに今年度より40歳以上の男性を対象に前立腺がん（PSA）検診を新たに実施しております。

また、がん検診推進事業として対象年齢の方に無料クーポン券を送付し、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の無料検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるものがございます

なお、肺がん・結核検診、子宮がん検診及び前立腺がん（PSA）検診につきましては、特定健診と同時受診が可能であり、日曜日の集団検診も実施しております。

- ③人間ドックの助成も行うこと。

【回答】 保険年金課

本市では、国民健康保険の被保険者を対象に人間ドックの費用の助成を以前より行っております。

3. 介護保険・高齢者施策について

①国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げることを。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

【回答】 高齢介護課

介護保険料および一般会計繰入金等の介護給付費の財源内訳・負担率については法令等により規定されています。

介護保険料につきましては、課税状況・収入状況により決定しております。

第5期介護保険料は10段階とし、第2段階は基準額の0.63→0.6に見直しました。今後も低所得者に配慮しつつ、持続可能な制度となるよう努めてまいります。

①入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行う、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】 高齢介護課

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう質の高いサービスを提供するよう図ってまいります。

第5期計画において、見込数を算定し、必要な施設については、整備してまいります。

②軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

【回答】 高齢介護課

制度の内容を充分に見極め、被保険者にとってサービスの向上が図れるか検討を行っていきます。

また、高齢者施策については、大阪府が創設した「介護保険財政安定化基金特別活用事業」の活用を検討してまいります。

- ③低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。
処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

【回答】 高齢介護課

低所得者対策は既に実施しております。また、これ以上の拡大は考えておりません。

- ④不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】 高齢介護課

個々の利用者に応じた適正なサービスの提供をしていくよう取り組んでおります。

- ⑤事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&A
や川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

【回答】 高齢介護課

サービス提供事業者に対し、適正なサービスが提供されるよう指導をするとともに、事業者のサービス向上に向けて支援を図ってまいります。

居宅介護事業所連絡会・ヘルパー連絡会・通所デイ連絡会で意見交換を定期的実施しております。

- ⑥「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

【回答】 高齢介護課

地域包括支援センターと協力し、各関係機関、地域と連携を図り、新たな課題に応じたネットワークを構築していきます。

4. 生活保護について

①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

【回答】福祉総務課

ケースワーカー数は、前年度より1名増員となっておりますが、ケースワーカー数の不足については、引き続き人事当局に増員要望を働きかけております。

また、ケースワーカーは、適正に業務を執行しており、窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動は致しておりません。

②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

【回答】福祉総務課

生活保護の「しおり」は、福祉部のカウンターの前に設置しております。また、保護の申請権を侵害しないよう留意しつつ対応しております。

③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

【回答】福祉総務課

申請期間中に、要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り、又は忌避しておると認められる場合は、適切な助言指導を行うことはあります。

また、就労指導についても、就労可能と判断される者に対して、個々の事例について検討し、適切に行っております。

④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】福祉総務課

通院や就職活動などのための交通費として移送費については、保護の実施要領及び医療扶助運営要領に基づき、個々の事例について、検討し、適切に対応しております。

⑤「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや就学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受信できるようにすること。

【回答】福祉総務課

平成24年4月より、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時に診療を受けられるように、「生活保護受給証明書」を配布しております。

⑥自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】福祉総務課

自動車保有については、原則認めていません。しかし、本人等より自動車保有の要望があった場合、保護の実施要領に基づき、個々の事例について検討し、保有の可否を決定しております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】医療支援課

現在、就学前児童の入・通院の現物給付（府内現物）、所得制限ありで実施しており、平成24年4月からは、入院のみ償還払いの助成対象年齢を小学校1年生から小学校3年生までを3歳引き上げて小学校卒業までとし、制度の拡充を図っております。

また、本市では、福祉医療費助成制度の拡充を大阪府に対し要望しております。

- ②全国最低レベルの妊婦健診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

【回答】地域保健課

妊婦健診につきましては、平成20年度より毎年増額をしております。

- ③就学援助の適用条件については、収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

【回答】教職員課

就学援助以外の適用条件については、市民にとってわかりやすい制度にするため、市・府民税額から総所得額としている。また、通年手続きについては、教育委員会において行っている。なお、支給月については、市・府民税の確定時期が6月であるため、10月・3月の年2回としている。

- ④子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

【回答】地域保健課

子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・小児の肺炎球菌ワクチンにつきましては、松原市では全額助成により実施しております。

6. 松原市独自項目に関して

生活保護制度について

① 各種加算、就職活動、通院の交通費など必要に応じて支給すること。

【回答】福祉総務課

本人の申請、又はケースワーカーの調査によって、国の定められた保護基準に基づいた加算や支給をしております。

② 保護世帯からは任意であっても国保料、介護保険料、市民税は徴収しないことを担当課につたえてください。

【回答】福祉総務課

国保料、介護保険料、市民税などの滞納分の処理については、各担当部課が判断することと認識しております。

国民健康保険制度について

①減免制度で前年度の保険料の滞納が有っても、当年度の減免を行えるようにする事。

【回答】保険年金課

減免は納付困難な方に相談の上基準の中で行っており、負担の公平性を図るため、また、履行の意思を確認するために、原則として前年度の保険料を完納している方に対して行います。

②生活保護世帯からは任意であっても国保料を徴収しないこと。

【回答】保険年金課

生活保護受給者に対しては、本人の意思で納付する場合を除いては、過去の滞納分の請求は行わず、滞納処分の執行停止を行っております。

介護保険制度について

①介護保険料は一人一人にかかる保険料になっており本人非課税の場合、家庭の所得で決まるのではなく、本人の所得で決まるようにすること、合わせて減免の対象にすること。

【回答】 高齢介護課

介護保険法施行令に基づき、決定しております。

②介護認定のための訪問調査時に書かれる特記事項のコピーを本人に渡すこと。

【回答】 高齢介護課

希望に応じ対応しております。

③生活保護世帯からは介護保険料は徴収しないこと。

【回答】 高齢介護課

介護保険料については介護保険法及び介護保険法施行令で規定されております。

後期高齢者医療制度について

①ただちに廃止を国に求めるとともに元の制度にもどすように国に働きかけること。

【回答】 医療支援課

現在、国において、後期高齢者医療制度を含め社会保障と税の一体改革の中で新たな医療制度について議論されているところです。本市としましては、今後の国の動向を注視してまいります。

障害者福祉関係について

①難病者を含む障害者総合支援法の成立が、今国会で確実視されています。新法施行にあたっては、全ての難病者が公共交通機関の運賃割引制度や、就労対策など、他の障害者と同等のサービスが受けられるよう、国・大阪府に対して積極的に要望してください。

【回答】 障害福祉課

平成24年6月27日に新法が成立し、平成25年4月1日より施行されます。

その中で、障害者の定義に難病等が追加され、新法に定められる障害福祉サービス全般が対象となりました。

今後も、国の制度に対応しながら、難病等の障害福祉サービスの充実に努めます。

②介護保険関係

難病等、障害者の場合は加齢にともない、障害が重くなることはあっても軽くなることはありません。にもかかわらず、65歳になると、障害福祉制度から介護保険制度に移行させられ非課税世帯であっても有料になるだけでなく、軽度の場合は家事援助の時間が大幅に削減され、自立に必要な支援が受けられなくなります。また、通院介護では見守り（交通機関で座っている間や診察の待ち時間など）が自費（30分500円）になるため、専門家のいる遠方の大学病院などの受診が困難になっています。

1) 障害者の場合は、65歳以降も引き続き障害福祉制度を利用できるようにしてください。

【回答】 障害福祉課

国の指導に基づき、柔軟な対応に努めております。

2) 視覚障害者の場合、1種1級の重度障害者であっても、介護保険制度では多くの人が軽度と認定されています。障害者の介護度認定にあたっては審査基準を障害の特質に応じたものに改め、家事援助の時間延長ができるようにしてください。

【回答】 障害福祉課

新法において、「障害程度区分」が障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害者支援区分」に改められます。

今後は、新法に対応し、視覚障害者の障害の特質に応じた支援に努めます。

3) 通院介護の自費負担（見守り）を廃止し、保険給付の対象にしてください。

【回答】 障害福祉課

介護保険制度は国の制度であり、国の基準の中で行っているところです。

③ 通院に同行援護制度を利用できるようにしてください。

【回答】 障害福祉課

「同行援護」については、視覚障害者を対象とした社会参加などを内容とする移動支援

サービスの事業となっております。

通院については、今までどおり「通院介助」制度の利用となります。

④ 福祉タクシー制度の助成額を元に戻し。利用できるタクシーの範囲を拡大してください。

【回答】 障害福祉課

重度障害者福祉タクシー助成制度は、重度障害者の社会参加を促進するうえで大事な制度であり、今後とも制度継続に努めてまいります。

また、事業所の登録の契約については、増加してきております。今後も、申し出があれば、登録をしていただく予定です。

子供が未来に向かって健やかに育っていくために
保育制度について

・誰もが安心して子どもを産み、育て、働き続けられるよう保育所の充実を求め次の要求をします

① これ以上公立保育所を民営化しないこと。

【回答】 子育て支援課

保育所民営化実施計画に基づきすすめてまいります。

② 子どもたちの命と安全を守るため災害対策を優先させ、築五〇年を超える第一・第三保育所の立て替えを早急にすること。

【回答】 子育て支援課

保育所民営化実施計画に基づきすすめてまいります。

③ 保育料を引き下げること。

【回答】 子育て支援課

保育料は国基準に基づき段階的に見直しをはかっていきたいと考えております。

④ 保育所基準の条例化については現行の保育条件を上回る内容にうなるよう府に働きかけること。

【回答】子育て支援課

保育所基準の条例化については、今後も情報収集を行ってまいります。

学童保育について

① 子どもたちの発達保障を守り、学童保育事業をより充実・発展させること。

【回答】青少年課

本市の学童保育については、女性の社会進出等により仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成を図るべく事業を運営しております。本市では、入室に当たっては定員外措置をとるなど待機児童の解消や、大規模児童会室における保育環境の整備等保育の充実に努めているところです。さらに平成 23 年度より保護者から要望のあった保育時間の延長について、保護者の就労と子育て支援ということから実施しております。

②希望するすべての子どもたちが（支援学級児を含む 1 年生～6 年生）が入室できるようにすること。

【回答】青少年課

現在本市では障害の有り無しにかかわらず 1～3 年生について入室してもらっています。また、40 人の定員に満たない場合には、障害の有り無しにかかわらず 4 年生の受入れをしています。要望については、学校の空き教室を利用しての事業ですので、スペース的にも、また財政的な面からも現在以上の学年の受入れは困難な状況です。

② 保護者の就労実態に見合った開室時間（長期休業中は午前八時から午後六時）にすること。

【回答】青少年課

開室時間については、従前より保護者からの要望もあることから、平成 23 年度より学校の課業日の月曜日から金曜日の午後 5 時から午後 6 時まで延長保育を実施しております。長期休業日や土曜日については、午前 9 時から午後 5 時までの 1 日保育となることから、指導員の配置や勤務時間等の問題もあり、従前のおりとなっております。

学校給食について

・小学校及び中学校の学校給食で使われている食材の産地を公表してください。

【回答】学校給食課

小・中学校給食で使用する食材は、市の物資選定委員会で品質や価格を考慮しながら選定しております。食材の産地については、公表することによる風評被害も懸念されることから、従来より、個々のお問い合わせに対してお答えをしております。今後も同様の取り扱いとしたいと考えております。

- ・ 中学校給食の残菜率を公表してください。

【回答】学校給食課

給食の残菜率につきましては、献立の工夫や食育の指導の中で改善を図っているところです。単なる残菜率のみの公表では、誤った認識を与えることも考えられることから、今後の食育に関する取組み状況の情報等も踏まえたうえで、どのような公表方法が良いのかについて調査研究も行ってまいります。

- ・ 中学校給食についてアンケートを実施してください。

【回答】学校給食課

中学校給食についてのご意見やご感想は、各学校の担任から状況等を学校長を通じて常にお聞きして、給食の内容を検討する中で、参考にしております。今後、アンケート調査が必要か否か、また、調査対象者や調査項目などについても検討をしております。

- ・ 一般市民も中学校給食の試食ができるよう、受け入れ体制を確保して下さい。

【回答】学校給食課

一般の市民の方向けの中学校給食の試食会につきましては、現在のところ受け入れ体制がございません。今後、実施場所や実施方法など調査研究を行ってまいります。